

事 務 連 絡
平成24年 2 月 9 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 医政主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

妊娠等の悩み相談窓口に関する広告について

公益社団法人日本産婦人科医会会長より照会（参考参照）のあった標記に関して別添のとおり回答しましたのでお知らせします。

医療法の広告規制の運用に活用いただくとともに、関係団体等への周知をお願いします。

<連絡先>

厚生労働省医政局総務課 田中、宗像

T E L 03-5253-1111（内2522、2518）

F A X 03-3501-2048

医政総発0209第1号

平成24年 2 月 9 日

公益社団法人 日本産婦人科医会会長 殿

厚生労働省医政局総務課長

妊娠等の悩み相談窓口に関する広告について（回答）

平成24年 2 月 1 付日産婦医会発第316号により照会のあった標記について、下記のとおり回答します。

記

「妊娠等の悩み相談窓口」という表現は、医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5第1項第8号に該当する事項と考えられるため、広告することは可能です。

参考



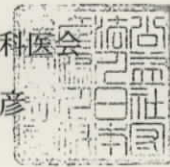
日産婦人会発第316号

平成24年2月1日

厚生労働省医政局総務課長 殿

公益社団法人日本産婦人科医会

会長 寺尾 俊彦



妊娠等の悩み相談窓口に関する広告について

日頃より、本会事業の推進にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会では、平成23年7月20日公表の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第7次報告）」において、望まない妊娠・出産が虐待児死亡の主要な原因の1つになっていることが明かにされたことにより、この死亡事例、特にゼロ月齢児虐待死亡をゼロにすることへの関与を、本会は機関決定し、「妊娠等について悩まれている方のための相談援助事業」として積極的に取り組むことといたしました。

その中で、実施する医療機関等については、妊娠等について悩まれている方のために「広告」することとなっております。

つきましては、次の広告が可能かご回答願います。

妊娠等の悩み相談窓口

以上、よろしくお願い申し上げます。